

多治見市の環境・廃棄物

令和元年度版（平成 30 年度実績）



多治見市環境キャラクター
地球を「まもる」くん

目 次

<はじめに>.....	1
本市における廃棄物行政の変遷.....	2
1 家庭ごみの区分(23分別+1区分).....	3
2 ごみ処理のながれ.....	4
3 ごみ処理量の推移.....	5
4 ごみの資源化状況.....	6
(1) 市の回収による資源化.....	6
①リサイクルステーションでの資源収集.....	6
②持込みによる資源収集.....	6
(2) 市による回収前の資源化.....	7
①資源集団回収.....	7
②家庭での生ごみ処理状況.....	7
5 家庭ごみの収集.....	8
(1) 収集システム.....	8
(2) 家庭ごみの状況.....	9
6 事業系ごみの状況.....	10
7 不法投棄対策.....	10
8 資源の売払い.....	11
9 廃棄物処理に掛かる経費.....	12
10 廃棄物処理施設.....	13
(1) 三の倉センター(中間処理施設).....	13
(2) 大畑センター(最終処分施設).....	15
(3) 笠原クリーンセンター(最終処分施設).....	16
(4) 堆肥化センター(中間処理施設).....	17
11 し尿処理施設(月見センター).....	19
12 廃棄物処理施設における環境測定状況.....	21
(1) 三の倉センター.....	21
(2) 大畑センター.....	22
(3) 笠原クリーンセンター.....	24
13 ごみ減量化の取組み.....	26

<はじめに>

本市では、昭和 58 年から缶・金属類、ビン類の分別収集を開始し、平成 3 年 4 月から古紙と古着類の資源集団回収（奨励金制度）を実施してきました。また、平成 9 年 1 月から有料指定ごみ袋制及び粗大ごみシール制を導入しました。

こうした中でも、本市のごみ処理施設の状況は、埋立処分場を他都市や民間施設に依存し、早急な対応が課題となっていました。平成 10 年度、環境庁（現：環境省）のモデル都市として「循環型社会システム構想」を策定し、平成 12 年 4 月から資源ごみの種類を増やし、23 分別による資源収集に変更し、市をあげてごみの減量化に取り組んでいます。平成 15 年に焼却場を資源化率の高い直接熔融型の焼却炉に更新し、平成 18 年には堆肥化センターの運営を開始。平成 22 年 6 月から管理型最終処分場（クローズ型）の運営を開始し、自己完結型の施設群を整備するに至りました。

また、平成 22 年 12 月から家庭用陶磁器リサイクルの導入試験として拠点回収、平成 24 年度より「23 分別+1 区分」として陶磁器食器のリサイクルステーションでの収集を開始しました。平成 23 年度においては、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」の制定・施行に先駆け、国のモデル事業として、小型家電の分別リサイクルに取り組むとともに、スーパーや食品製造業者と連携して取り組む、国の食品リサイクルモデル事業に参画しました。

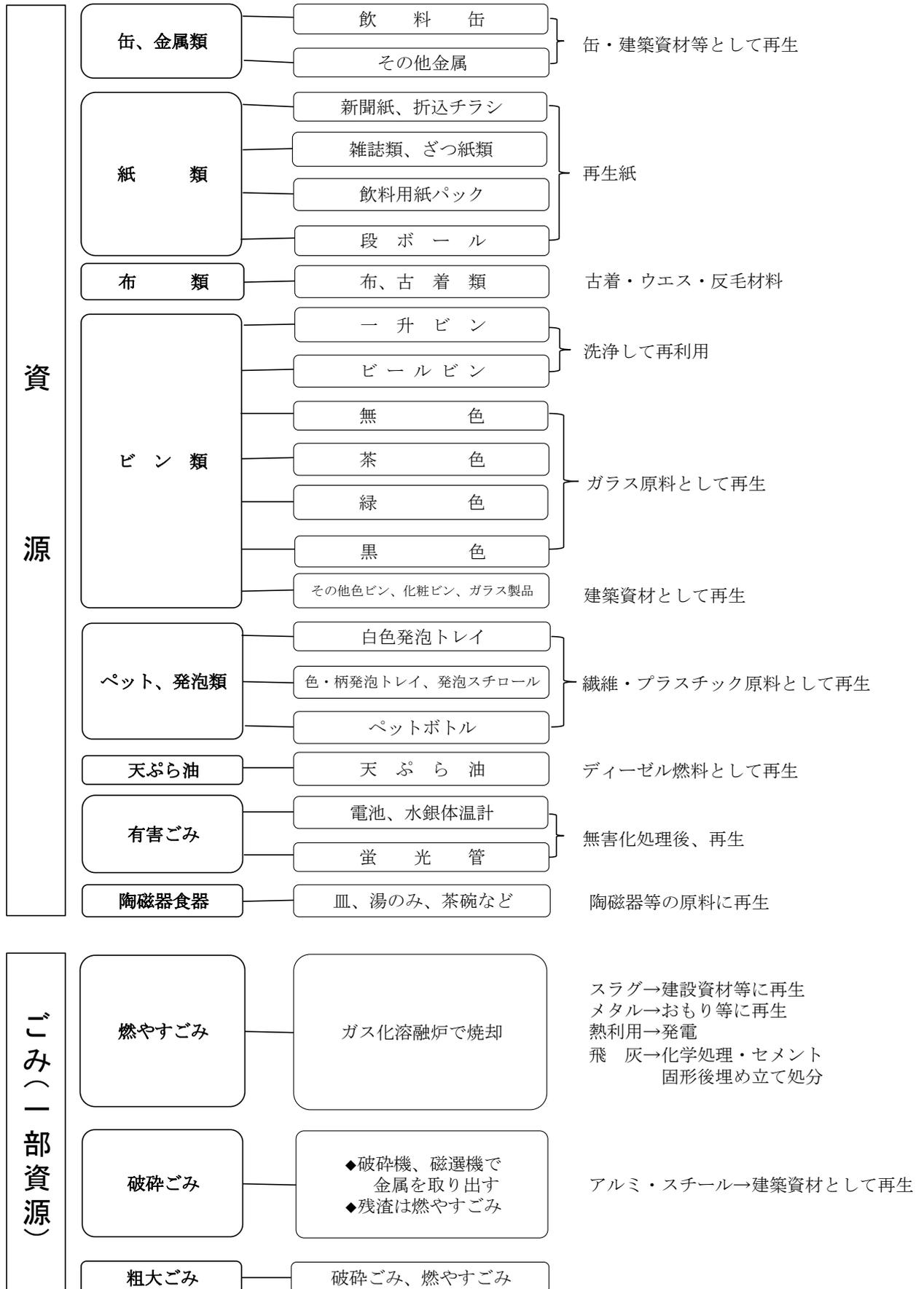
今後も、行政と市民・事業者の 3 者で協力し、循環型社会の実現に取り組んでいきます。

本書は、本市の基本計画である「第 3 次一般廃棄物処理（ごみ処理）基本計画」（平成 29 年度～38 年度）とその実行計画である「平成 30 年度多治見市一般廃棄物処理実行計画」の実績報告書として作成したものです。

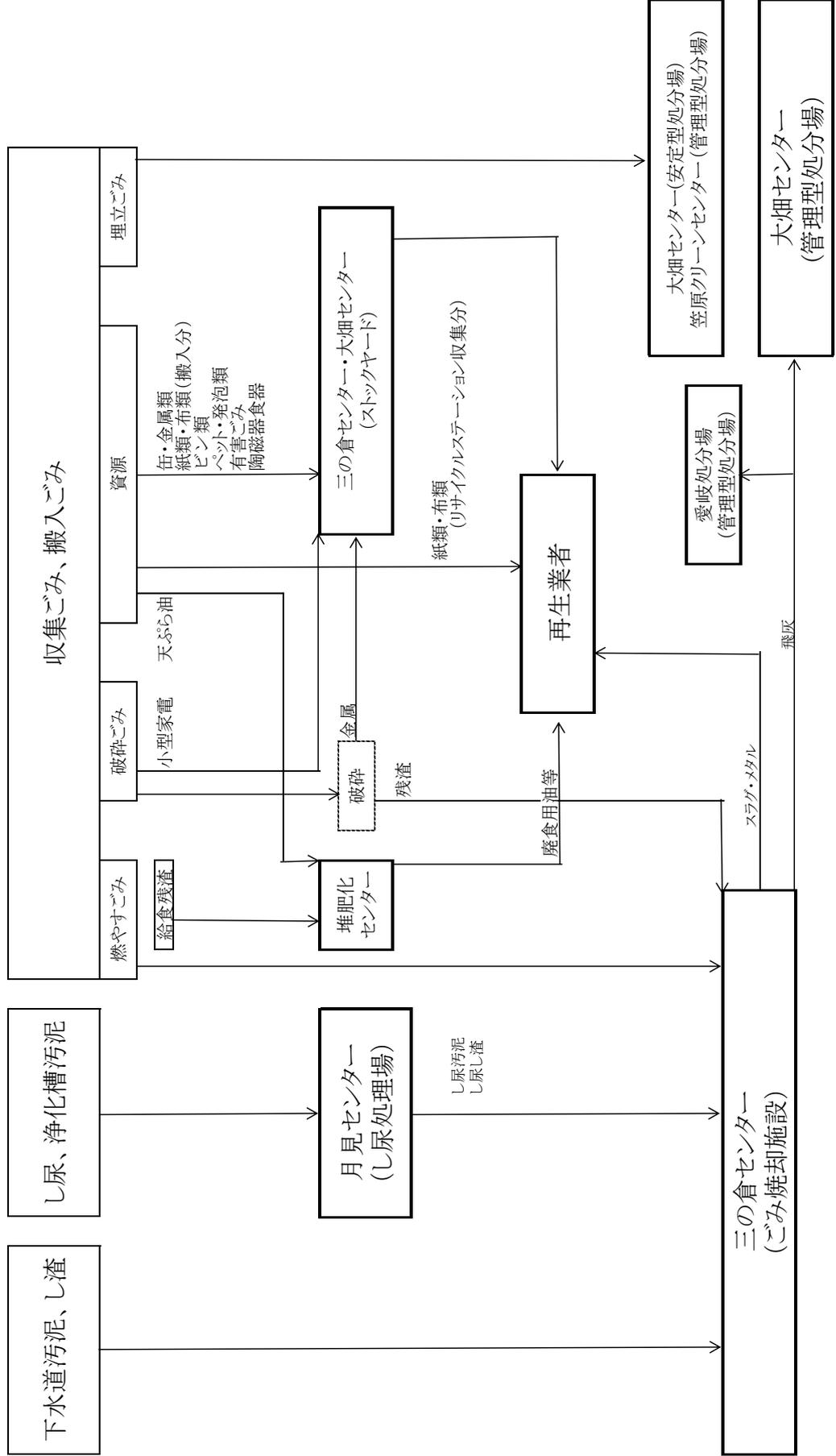
本市における廃棄物行政の変遷

昭和24年	市街地のじん芥収集開始(申込制、有料)
27年	じん芥焼却場 脇之島に完成(日量500貫(1,875kg) 現平和町4丁目地内)
32年	じん芥焼却場 7.5t炉完成(現月見町地内)
40年	じん芥焼却場 富士見町地内に完成(10t/日×2炉)
42年	不燃物類収集開始(処分地 富士見町)
46年	じん芥焼却場 富士見町地内に完成(50t炉に更新)
47年	4月から事業所有料、一般家庭無料化 大畑センター(不燃物処理場)を開設。富士見町処分場閉鎖 7月から市指定ポリエチレン製ごみ袋導入(強制力は無し)
48年	大畑センターに不燃物圧縮処理施設建設(東濃三市一町広域施設)
57年	じん芥焼却場 三の倉センター完成(50t/16h×2炉) 大畑センターにビン類の仕分場建設
58年	10月から金属類、ビン類の分別収集開始(危険物を含め6分別収集体制)
60年	生ごみ堆肥化促進(コンポスト容器)助成制度開始(60~63年度 952件)
平成 2年	併せ産廃の搬入許可を年間50トン未満の排出業者に限定
3年	4月から古紙、古着の資源集団回収助成制度開始
4年	生ごみ堆肥化促進助成制度拡充(補助率の引き上げ) 12月からごみ減量等推進協議会発足
5年	4月多治見市廃棄物減量等推進審議会設置 12月からボカシの市取り次ぎ開始
6年	大畑センターで生ビン回収開始
7年	大畑センターで、冷蔵庫、エアコンからフロンガス回収開始(12年度まで)
9年	1月から指定ごみ袋制及び粗大ごみシール制を導入(家庭ごみ有料化の開始)
10年	電気式生ごみ処理機の補助制度を導入、ごみ減量協力店制度開始 環境庁委託事業で「循環型社会システム構想」策定
11年	7月から市内各地でモデル事業として、家庭ごみの23分別による収集を開始 次期最終処分場計画、地元住民との対立で白紙撤回
12年	4月から市内全域で家庭ごみの23分別による収集を開始 8月から三の倉新焼却場・リサイクルプラザ建設工事着工 次期処分場候補地選定を完全公開、第三者機関により開始
14年	4月から一般廃棄物埋立税条例を施行
15年	三の倉センターにコークスベッド式直接熔融炉完成 分別方法一部変更 埋立ごみの収集を廃止し破碎ごみの収集開始 次期最終処分場候補地を一本化、地元との協議を進める
16年	廃棄物処理手数料の値上げについて廃棄物減量等推進審議会に諮問 12月議会で条例改定
17年	7月から廃棄物処理手数料値上げ
18年	1月に笠原町と合併 4月から多治見市堆肥化センターを本格稼働 7月から旧笠原町地域23分別収集開始
21年	3月から大畑センター不燃性圧縮処理機の稼働を停止 4月から笠原クリーンセンター焼却停止
22年	3月大畑センター管理型処分場完成。6月から焼却飛灰受入開始 12月から家庭用陶磁器リサイクルの導入試験として、拠点回収を実施
23年	3月から食品リサイクルモデル事業を実施 4月から笠原クリーンセンターの可燃ごみ受入中止(休日受入のみ) 7月から小型家電リサイクルモデル事業を実施
24年	4月から陶磁器食器の収集(23分別+1区分)を開始
27年	4月から笠原クリーンセンターの可燃ごみ休日受入を中止
28年	「循環型社会システム構想」事業終了 4月から笠原クリーンセンターの受入休止
29年	4月から廃棄物処理手数料値上げ(消費税率増分)

1 家庭ごみの区分（23分別+1区分）



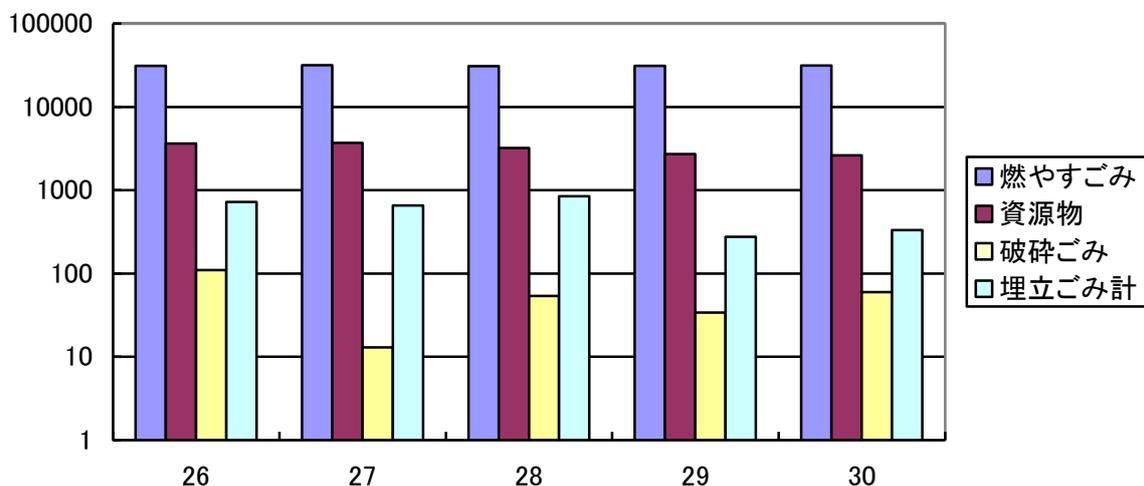
2 ごみ処理のながれ



3 ごみ処理量の推移

(単位:t)

項目 \ 年度	26	27	28	29	30
燃やすごみ計	31,270	31,626	30,977	31,046	31,343
市収集(笠原は委託収集)	19,149	18,903	18,447	18,247	18,097
名古屋市搬入分	-	-	-	-	-
許可業者	7,968	8,167	8,409	8,461	8,787
一般・事業系持込み	4,153	4,556	4,121	4,338	4,459
破碎ごみ(破碎機処理後)計	110	13	54	34	60
市収集	169	152	134	139	165
許可業者	2	5	2	2	3
一般持込み	276	77	69	91	98
破碎ごみの内の金属類資源化量	△ 199	△ 72	△ 110	△ 79	△ 149
破碎ごみの内の小型家電(搬出量)	△ 138	△ 149	△ 41	△ 119	△ 57
資源物計	3,610	3,662	3,186	2,678	2,636
収集古紙・古着類	1,578	1,578	1,393	1,054	995
持込古紙・古着類	485	415	362	289	296
金属(搬出量)	411	591	485	415	417
破碎ごみの内の金属類資源化量	199	72	110	79	149
ガラスビン(搬出量)	552	623	572	519	526
ペットボトル(搬出量)	128	124	107	91	95
白トレイ(搬出量)	12	10	9	10	9
色柄トレイ・発泡スチロール(搬出量)	24	17	22	18	15
天ぷら油(搬出量)	32	31	32	33	39
陶磁器食器(搬出量)	51	52	53	51	38
破碎ごみの内の小型家電(搬出量)	138	149	41	119	57
埋立ごみ計	723	655	848	276	332
許可業者	7	7	3	4	3
一般・事業系持込み	716	648	845	272	329
収集有害ごみ(搬出量)	31	34	31	33	33
一般廃棄物合計	35,744	35,990	35,096	34,067	34,404
産業廃棄物	2,399	2,429	2,497	2,751	2,782
三の倉センター	1,421	1,330	1,437	1,585	1,684
大畑センター	639	334	1,015	1,166	1,098
笠原クリーンセンター	339	765	45	0	0
下水道汚泥	7,657	7,909	7,769	8,030	7,861
し尿汚泥	281	240	219	259	269
下水し渣	137	122	92	125	89



4 ごみの資源化状況

(1) 市の回収による資源化

①リサイクルステーションでの資源収集

平成12年度から約480箇所（現在約600箇所）のリサイクルステーションを設け、23分別による資源収集を始めました。平成24年4月からは、陶磁器食器についても資源として収集を開始しました。収集は、かご回収方式で行い、委託業者により前日にかご等を配置し、当日収集を行っています。

分別収集によって収集された資源のうち、飲料缶、その他金属、紙類、布類、生きビンは、民間事業者に売却しています。ペット・発泡類は、センターで分別して再生工場に引き渡しています。4種類に分別された雑ビン類は粉碎し、再利用しています。陶磁器食器は、陶磁器の原料製造工場に搬出しています。有害ごみである電池・水銀体温計と蛍光管も、ドラム缶に詰めて、リサイクル工場に搬出し、資源化を図っています。

収集量の推移 (単位:t)

項目 \ 年度	26	27	28	29	30
紙類	1,482	1,473	1,303	977	915
新聞紙・折込チラシ	760	725	647	465	431
雑誌類・ざつ紙類	480	494	431	332	319
段ボール	234	245	217	173	158
飲料用紙パック	8	9	8	7	7
布類	95	105	90	77	80
ビン類	503	484	460	427	394
缶・金属類	217	221	196	179	180
飲料缶	74	72	61	52	45
その他金属	143	149	135	127	135
ペット・発泡類	154	138	136	124	129
白色発泡トレイ	11	10	9	9	9
色・柄トレイ、発泡スチロール	32	29	28	25	25
ペットボトル	111	100	99	90	95
天ぷら油	20	19	20	19	18
陶磁器食器	37	38	39	37	40
有害ごみ	29	26	25	24	24
電池・水銀体温計	21	19	19	18	19
蛍光管	8	7	6	6	5
合計	2,537	2,504	2,268	1,864	1,780

②持込みによる資源収集

三の倉センター及び大畑センターで、平日（月曜日～金曜日）の午前9時～12時、午後1時～4時まで資源の持込みを受付けています。なお、毎月第3日曜日の午前中も受入れを行っています。

また、事業系ごみとして持込まれた廃棄物も、搬入者に分別していただき、資源を回収しています。

笠原クリーンセンターは、平成28年4月から受入れを休止しています。

(2) 市による回収前の資源化

①資源集団回収

従来からPTAや子ども会等により、古紙やアルミ缶などの回収は行われていましたが、売却単価の低下から回収意欲が衰えて、ごみとして排出されるようになりました。このため市では、平成3年4月から古紙等を集団で回収する市民団体に奨励金を交付することとしました。

売却単価が低かった平成10年度頃と比べて、売却単価が回復してきたため、平成24年度から奨励金の単価の引下げを実施しました。

資源集団回収量の実績 (単位:t, 千円)

年度 \ 項目	26	27	28	29	30
集団回収合計	2,766	2,594	2,485	2,176	2,104
段ボール	541	526	491	461	446
新聞	1,331	1,241	1,207	1,008	963
雑誌	732	669	639	580	566
牛乳パック	27	29	23	21	19
古着等	107	102	97	81	85
アルミ缶	28	27	28	25	25
集団回収奨励金 合計	13,747	13,039	12,499	11,057	10,868

②家庭での生ごみ処理状況

家庭から出る生ごみは堆肥化することにより、ごみ減量化につながることから、昭和60年度にコンポスト容器の助成制度を創設し、昭和63年度までの4年間で952件の助成を行いました。その後、申請者の減少のため中断しましたが、リサイクル意識の高まりに伴い平成4年10月から制度を充実し、さらに平成10年4月からは、電気式生ごみ処理機も補助対象に加え、その普及に努めてきました。

一方、「ボカシ」の取扱いについては、平成5年12月から市による取次ぎ販売を開始し、平成6年12月から専用容器も助成対象とするなど、家庭による生ごみの堆肥化を支援しています。

平成24年度には、平成14年度～23年度の10年間に生ごみ処理容器及び生ごみ処理機の購入補助を受けた方を対象にアンケートを実施し、現在の使用状況等について調査をしました。平成25年度は、その結果を踏まえ、今後の生ごみ減量策や生ごみ堆肥化の普及啓発策として、補助制度の周知に重点を置き、普及に努めました。

生ごみ処理容器及び生ごみ処理機助成実績 (単位:件, 千円)

項目 \ 年度	26	27	28	29	30
生ごみ処理容器・処理機件数合計	26	21	24	26	27
コンポスト容器	11	12	14	17	18
ボカシ容器					
電気式	15	9	10	9	9
助成額 合計	165	97	120	97	100

5 家庭ごみの収集

(1) 収集システム

ごみと資源の収集は、旧多治見市域では直営方式（燃やすごみ・破碎ごみの収集）と委託方式（資源の収集）で、旧笠原町域では委託方式（燃やすごみ・破碎ごみ・資源の収集）で行っており、年間 20,042 t（平成 30 年度）のごみと資源を収集しています。収集回数は原則として、燃やすごみは週 2 回、破碎ごみは月 1 回、資源は月 2 回となっています。

収集システムの概要

排出区分		収集回数	排出方法
缶・金属類	飲料缶	月2回(排出区分により、2回に分けて収集)	リサイクルステーションへ排出 
	その他金属		
紙類	新聞紙、折込チラシ		
	雑誌類、ざつ紙類		
	段ボール		
	飲料用紙パック		
布類	布、古着類		
生きビン	ビールビン		
	一升ビン		
雑ビン	無色		
	茶色		
	緑色		
	黒色		
	その他色ビン、化粧品ビン、ガラス製品		
ペット・発泡類	ペットボトル		
	白色発泡トレイ		
	色・柄発泡トレイ、発泡スチロール		
天ぷら油	天ぷら油	3か月に1回	リサイクルステーションへ排出
有害ごみ	電池、水銀体温計		
	蛍光管		
陶磁器食器	陶磁器食器		
燃やすごみ		週2回	指定ごみ袋を使用し、ごみステーションへ排出
破碎ごみ		月1回	
粗大ごみ		品目により燃やすごみ、破碎ごみのいずれかに排出	粗大ごみシールを貼って、ごみステーションへ排出

(2) 家庭ごみの状況

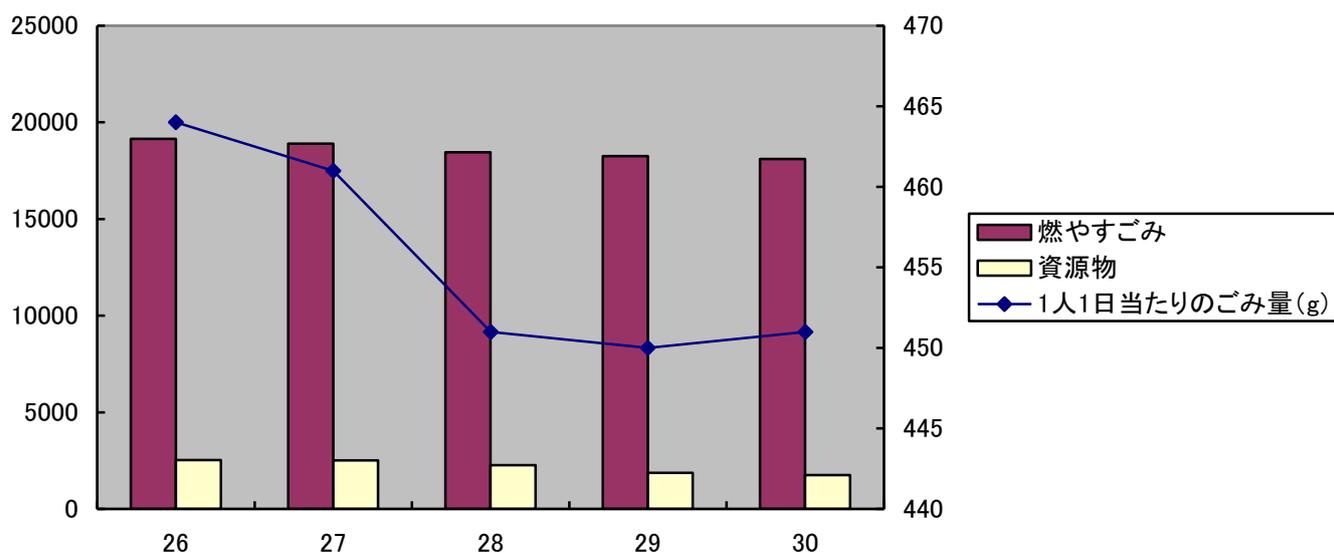
ごみの排出量は、平成9年1月に導入した指定ごみ袋制により、一定量の減少があり、その後横這い状況となっていました。平成15年度の新焼却場稼動に伴い分別方法を変更し、埋立の区分を廃止しました。従来の埋立ごみは、燃やすごみ、破碎ごみ、資源に分け、分別収集の徹底と新たなごみ減量策の実施を行っています。

1人1日当たりの総排出量は、平成8年度の710gまでの増加傾向が、平成9年1月の指定ごみ袋制の導入により、612g（平成9年度）と大幅に減少しました。その後、再び増加傾向となりましたが、平成17年度にごみ袋の料金を値上げしたこともあり、前年度比で4.44%（平成16年度676g・平成17年度646g）減少し、平成18年度以降減少傾向が続いています。平成30年度（平成30年10月1日現在、人口111,137人）は、市民1人1日当たり494g排出していることにより、前年度と比較して、1gの減量となりました。

家庭ごみ収集量 (単位:t, 人)

年度 \ 項目	26	27	28	29	30
家庭ごみ総収集量	21,855	21,560	20,849	20,250	20,042
1人1日総排出量(g)	524	521	506	495	494
1人1日当たりのごみ量(g)	464	461	451	450	451
人口 (10月1日現在)	114,298	113,462	112,800	112,019	111,137
燃やすごみ	19,149	18,903	18,447	18,247	18,097
資源物等	2,537	2,505	2,268	1,864	1,780
破碎ごみ	169	152	134	139	165

※1日当たりのごみ量とは資源量を外したごみ量



6 事業系ごみの状況

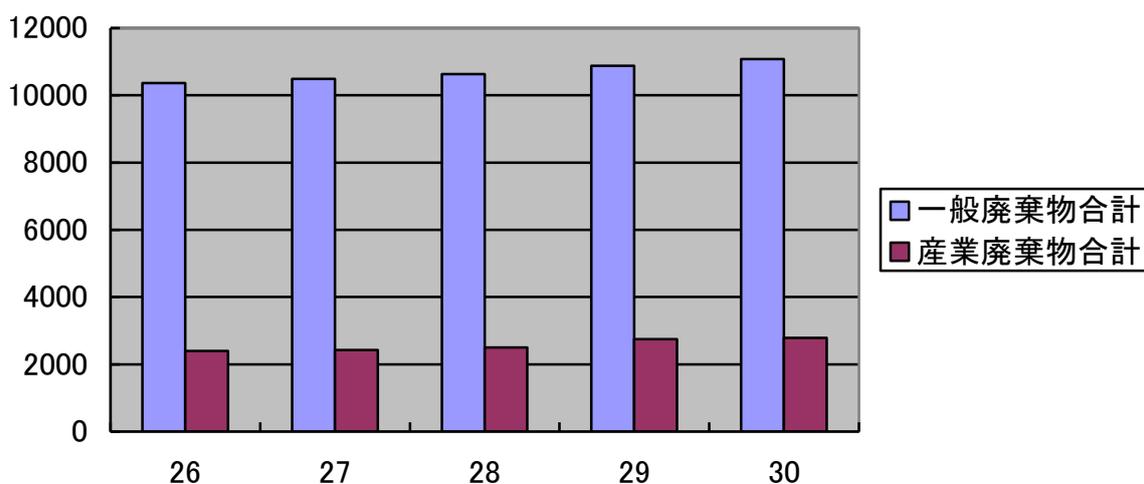
事業系のごみについては持込みを原則としており、一般廃棄物収集運搬許可業者と事業者の搬入によって、11,074 t（平成 30 年度）の一般廃棄物が持込まれています。

また、本市の場合は陶磁器関連産業が地場産業となっている産業構造から、年間搬入量 50 t を超えない範囲で、地場産業の支援と廃棄物適正処理の観点から産業廃棄物の併せ処理を行っています。

平成 23 年度に循環型社会システム構想の目標を見直し、事業系ごみの資源化率の目標設定はしないこととしていますが、引き続き、ごみ減量や資源化の推進を求めています。

（単位:t）

項目 \ 年度	26	27	28	29	30
一般廃棄物合計	10,365	10,486	10,633	10,880	11,074
燃やすごみ合計	10,365	10,486	10,633	10,880	11,074
許可業者	7,968	8,167	8,409	8,461	8,787
事業所等	2,398	2,319	2,224	2,419	2,287
産業廃棄物合計	2,399	2,429	2,497	2,751	2,782



7 不法投棄対策

本市では、不法投棄をなくすために岐阜県との合同パトロール、委託業者による不法投棄監視・回収業務、不法投棄監視カメラの設置等を行っています。

不法投棄監視・回収 (単位:件, t)

項目 \ 年度	26	27	28	29	30
回収件数	65	68	57	86	99
回収量	8.7	9.2	8.5	7.4	6.4

（パトロール:委託業者による昼間192日・夜間15日/年）

8 資源の売払い

回収した資源は、リサイクル・再生事業者に引き渡しています。入札により売却していますが、品目によっては無償あるいは逆有償（市が料金を支払って引取りを依頼する）になる品目もあります。リサイクルには経費やエネルギーが必要なため、引続き各家庭における排出量自体の低減を啓発していきます。

平成30年度の状況

品目	売却時期	単価(円/t)	量(t)	売却金額(円)	備考
スチールプレス	2月	26,000	19.37	543,909	
アルミプレス	2月	117,100	38.82	4,909,487	
破砕スチール	8月	23,010	126.55	3,144,868	
	2月	13,500	159.15	2,320,407	
破砕アルミ	2月	108,000	26.36	3,074,630	
コロ	2月	27,000	60.76	1,771,761	
ステンレス	2月	90,000	1.20	116,640	
スチールばら	8月	22,010	64.56	1,534,642	
	2月	17,000	63.42	1,164,391	
アルミばら	2月	100,000	3.71	400,680	
雑品類					
ステンレス系雑品類	2月	55,000	1.06	62,964	
小型家電			63.64	1,603,232	
一升ビン		1円/本	12,640本	12,640	
ビールビン		3円/本	1,540本	4,620	
無色ビン		0	239.54	0	
茶色ビン		0	145.98	0	
黒色ビン		0	12.61	0	
緑色ビン		0	39.27	0	
その他色ビン	4～3月	10.3円/kg	41.48	-41,533	* 容リ協ルート
廃ガラス製品		-35.64円/kg	34.67	-1,235,638	
ペットボトル	4～3月	9.2円/kg	95.33	4,032,319	* 容リ協ルート
白色トレイ	4～3月	49.0円/kg	9.46	-4,975	* 容リ協ルート
色・柄トレイ、発泡スチロール	4～3月	-81円/kg	14.70	-1,470,150	
新聞紙	4～3月	8円/kg	491.74	3,933,920	
段ボール	4～3月	9円/kg	218.42	1,965,780	
雑誌・ざつ紙	4～9月	6円/kg	210.20	1,261,200	
雑誌・ざつ紙	10～3月	5円/kg	230.89	1,154,450	
紙パック	4～3月	6円/kg	8.73	52,380	
古着類	4～3月	1円/kg	125.59	125,590	
小計(紙類・布類)			1,285.57	8,493,320	
陶磁器食器	4～3月	864円/t	42.66	36,858	
電池・水銀体温計		-93,960	20.84	-1,958,126	
蛍光管		-110,160	12.59	-1,386,914	
天ぷら油		33.0円/ℓ	39,100ℓ	1,290,300	
グリセリン・廃エンジンオイル		10.8円/ℓ	1,600ℓ	17,280	
メタル		47,304	576.5	29,014,064	
スラグ		162	2,789.59	451,906	

* 容リ協ルート・・・容器包装リサイクル法に基づき、市が収集している資源を容器包装リサイクル協会へ引き渡し、再生処理業者に売却されるもの

9 廃棄物処理に掛かる経費

平成 30 年度は、ごみ処理で約 1,854,464 千円、し尿処理で約 107,452 千円、合計で約 1,961,916 千円の費用を要しています。

ごみ処理費を平成 30 年 10 月 1 日の人口 (111,137 人) で割ると、1 人当たり 16,686 円の処理費用が掛かっている計算となります。

平成 24 年度に、全庁的な使用料等の見直しを行いました。市民 1 人当たりのごみ減量が進んでいることから改定を見送りました。平成 29 年度から現行消費税率 8%による 5%からの増分 (3%) をごみ処理手数料に上乗せしています。

廃棄物処理経費の推移

(単位:千円)

項目 \ 年度	26	27	28	29	30
処理経費合計	1,551,616	1,496,670	1,485,814	1,816,659	1,961,916
ごみ処理費合計	1,451,823	1,408,398	1,402,195	1,706,969	1,854,464
収集運搬	439,911	420,863	435,263	373,694	399,701
中間処理	928,601	909,491	899,900	1,293,642	1,402,351
最終処分	83,311	78,044	67,032	39,633	52,412
し尿処理費合計	99,793	88,272	83,619	109,690	107,452
収集運搬	51,654	48,015	45,683	43,650	40,992
中間処理	44,835	37,425	35,354	62,980	63,277
最終処分	3,304	2,832	2,582	3,060	3,183

ごみ1t当たりの処理経費

(単位:円)

	26	27	28	29	30
収集運搬費	19,840	20,070	20,770	20,970	21,030
焼却等の処理	24,350	24,810	23,270	33,670	36,970
合計	44,190	44,880	44,040	54,640	58,000

10 廃棄物処理施設

(1) 三の倉センター（中間処理施設）

平成12年に着工した三の倉センター新焼却施設建設工事は、平成15年3月に竣工し、4月から本格稼動をしました。

この施設はコークスベッド式直接熔融炉という方式を採用し、24時間連続運転で1,800度まで温度を高めることによりダイオキシン対策の水準を飛躍的に高め、国のダイオキシン基準を完全にクリアしています。また、余熱を利用した廃棄物発電を行い場内で使用する電力のほとんどをまかなっており、平成25年度から再生可能エネルギー固定価格買取制度へ移行しました。

併設されているリサイクルプラザ（平成17年3月竣工）では、複合物から資源を取出すために破碎選別を実施し、資源化量の増加を図っています。

破碎ごみとして収集した小型家電については、分別を行い「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」に基づき、認定事業者へ入札して引渡しています。

さらに、焼却炉から排出されるメタルとスラグは建設資材等として資源化され、最終的に埋立が必要となるのは、飛灰と呼ばれるものだけとなり、重量は元のごみの6%程度になります。

ごみ焼却量

区分 \ 年度	26	27	28	29	30
三の倉センター焼却量(t)	42,915	44,344	44,283	45,031	42,986
燃やすごみ(t)	34,841	36,073	36,203	36,617	34,767
下水・し尿汚泥(t)	8,074	8,271	8,080	8,414	8,219
1日当焼却量(t)	153	158	151	151	149
一基当たりの稼働回数(日)	281	281	294	298	289
稼働時間(h)	13,074	13,189	13,755	14,150	14,121
コークス使用量(t)	2,921	2,924	3,016	3,077	2,867
木材チップ使用量(t)	1,394	1,389	1,392	1,274	1,289
スラグ搬出量(t)	2,672	2,986	3,799	3,999	2,789
メタル搬出量(t)	519	560	578	593	576
焼却飛灰搬出量(t)	2,893	2,748	2,594	2,555	2,473
使用水量(m ³)	42,086	49,144	51,021	51,469	43,255
使用電力量(MWh)	12,009	12,527	12,084	11,842	11,294
発電量(MWh)	12,861	12,699	12,814	13,731	13,609
送電量(MWh)	1,846	1,411	1,661	2,357	2,480

三の倉センターの概要

所在地	多治見市三の倉町猪場37番地		
敷地面積	40,500㎡		
建築面積	18,195㎡(延床面積)		
建設年度	着工:平成12年8月 竣工:平成15年3月(焼却場) (リサイクルプラザの一部は平成17年3月完成)		
設計・施工	新日本製鐵株式会社		
総事業費	約127億円		
焼却場			
① 処理能力	170t/日(85t/24h×2系列)		
② 処理対象物	一般都市ごみ(130t/日) 下水汚泥(38t/日) し尿汚泥(2t/日)		
③ 炉形式	コークスベッド式直接熔融方式		
・受入れ・供給設備	ピット・アンド・クレーン全自動(ごみピット 910t) 汚泥受入投入装置		
・燃焼設備	コークスベッド式直接熔融炉式(1700℃～1800℃)		
・燃焼ガス冷却設備	廃熱ボイラ式		
・排ガス処理設備	バグフィルター(集じん機)、乾式塩化水素除去装置 ダイオキシン除去装置(活性炭噴霧) NOx除去装置(触媒脱硝装置)		
・排水処理設備	場内循環使用(クローズドシステム)		
・通風設備	平衡通風方式		
・余熱利用設備	発電(余剰分は電力会社へ売電) 発電能力 2050kwh		
・溶融物処理設備	コンベヤバンカ方式		
・飛灰処理設備	薬剤処理バンカ方式		
リサイクルプラザ			
① 処理能力	34t/日 破砕施設(1次・2次破砕機) 25t/日 資源化(アルミ缶・スチール缶・ペットボトル)施設 3t/日 ビンストックヤード 6t/日		
保有車両	パッカー車	16台	低床トラック 4台
	軽トラック	1台	フォークリフト 2台
	リーチローダー	1台	バックホウ 1台
	ホイールローダー	1台	ポンプ車 1台
	ダンプ車	1台	
	連絡車	2台	

一般家庭からの持込みを次の時間帯で受付けています。

平日：午前9～12時、午後1時～4時

毎月第3日曜日：午前9時～12時

三の倉センター



(2) 大畑センター(最終処分施設)

大畑センター(安定型最終処分場)は昭和47年6月に開設され、現在は一般廃棄物(燃や
すごみを除く)や産業廃棄物(陶磁器類・ガラス・瓦礫類等)が搬入され、埋立処分をして
います。

平成22年6月から三の倉センターから排出される焼却飛灰を専用に処分する管理型処分場
(クローズド型最終処分場)を稼働させました。

また、大畑センターでは、収集してきた資源の一時保管や中間処理をして、回収業者に入
札を行い引渡しています。

一般家庭からの持込みを次の時間帯で受け付けています。

平日：午前9時～12時、午後1時～4時

毎月第3日曜日：午前9～12時

安定型最終処分場



管理型(クローズド型)最終処分場



大畑センターの概要

所在地	多治見市大畑町大洞48番地の35			
開設	安定型:昭和47年6月 管理型:平成22年6月			
敷地面積	114,771㎡			
埋立面積	安定型81,888㎡、管理型4,260㎡			
埋立容量	安定型2,320,729㎥、管理型35,000㎥			
埋立残容量	安定型124,366㎥、管理型25,437㎥ (ともに平成30年度末)			
排水処理	無			
その他の施設	資源ストックヤード410㎡、資源選別場589㎡			
保有車両	パワーショベル	3台	散水車	1台
	パッカー車	3台	ダンプ車	3台
	軽貨物	4台	連絡車	1台
	リーチローダー	1台	ロータリーフォーク	1台

埋立実績

(単位:t)

区 分 \ 年 度		26	27	28	29	30
埋立量合計		2,871	2,141	3,345	2,823	2,744
安定型	一般廃棄物	455	164	793	202	243
	産業廃棄物	639	334	1,015	1,166	1,098
管理型	焼却飛灰(固形物)	1,777	1,643	1,537	1,455	1,403
参考	愛岐処分場					
	(三の倉センター焼却飛灰)	1,116	1,105	1,057	1,101	1,070
合 計		3,987	3,246	4,402	3,924	3,814

(3) 笠原クリーンセンター(最終処分施設)平成28年4月から受入休止

最終処分施設として、一般廃棄物最終処分場(安定型・管理型)を管理しており、現在では災害廃棄物のみを受入れしています。

また、管理型最終処分場には浸出水処理施設を併設し、放流水の適正な処理を行っています。

安定型最終処分場



管理型最終処分場



笠原クリーンセンターの概要 平成 28 年 4 月から受入休止

所在地	多治見市笠原町4022番地の7		
開設	安定型:昭和47年6月、管理型:平成7年4月		
敷地面積	103,207㎡		
埋立面積	安定型85,535㎡、管理型6,100㎡		
埋立容量	安定型1,451,795㎥、管理型30,000㎥		
残余容量	安定型106,925㎥、管理型29,802㎥ (ともに平成30年度末)		
埋立方法	安定型:山間埋立 サンドイッチ方式 管理型:準好気性埋立構造 サンドイッチ方式		
その他の施設	管理型:浸出水処理施設 日処理量 25㎥		
保有車両	パワーショベル	1台	ミニバックホウ 1台
	ブルドーザー	1台	

埋立実績 (単位:t)

区分	年度	26	27	28	29	30
埋立量合計		481	1,334	168	154	144
安定型	一般廃棄物	119	428			
	産業廃棄物	339	765			
管理型		23	141	168	154	144

(4) 堆肥化センター (中間処理施設)

循環型社会システム構想に基づき「脱焼却・脱埋立」に向けた各種の取組みを行っています。その取組みの中でも、生ごみの資源化が大きな課題の1つであると位置付けています。

生ごみ資源化を具体化する目的で、平成 18 年 4 月に堆肥化センターを本格稼働しました。堆肥化センターには 2 つの機能があり、1 つには生ごみから堆肥を製造する機能、もう 1 つには天ぷら油から BDF (バイオディーゼル燃料) を製造する機能です。

いずれも市内の学校給食やモデル地区等から排出される食品残渣や天ぷら油を利用して堆肥や BDF を製造して、運営は地元で設立された法人に委託しています。

生産された堆肥は、地元が受け皿となり利活用の調整や農業者の利用促進を図っており、BDF は清掃関係車両の一部の燃料として利用しています。

堆肥化センター



堆肥化センターの概要

所在地	多治見市三の倉町猪場37番地
敷地面積 総事業費	1,400㎡ 約0.85億円
施設概要	① 堆肥化プラント 堆肥舎(鉄骨造平屋 243㎡) 堆肥化プラント(高速1次発酵機1基・自動投入機1基) 堆肥熟成槽・事務所・合併浄化槽・保管庫 ② BDFプラント BDF製造棟(鉄骨造平屋 50㎡) BDF製造装置・給油装置
処理能力	① 堆肥化プラント 最大処理能力 1,000kg/日 ② BDFプラント 100ℓ/日
処理方式	① 堆肥化プラント 一次高速発酵処理(好気性高熱菌による高速発酵)＋二次発酵処理 ② BDF製造施設 メチルエステル化法
処理対象物	① 堆肥化プラント 一般食品残渣 ② BDFプラント 植物性廃食油

堆肥排出量及びBDF製造量

項目 \ 年度	26	27	28	29	30
堆肥化プラント					
搬入量(kg)	138,423	137,761	148,392	130,262	95,284
搬出量(kg)	38,093	34,514	39,887	35,162	17,635
BDF製造施設					
搬入量(ℓ)	39,800	36,755	39,323	38,955	43,470
製造量(ℓ)	5,394	3,999	2,139	1,860	2,046

1 1 し尿処理施設（月見センター）

し尿処理プラントは、昭和 35 年に 27kℓ /日の施設を建設し、また、昭和 40 年に 36kℓ /日を増設、さらに昭和 46, 47 年に、当初 27kℓ /日の施設を増改築して 51kℓ /日の施設としてきました。しかし、施設の老朽化等による機能低下と浄化槽汚泥処理が増加したため、61kℓ /日の月見センターを新設、平成 2 年 3 月から稼働しています。

処理水は浄化センターで再度処理した上で土岐川へ放流し、前処理し渣や脱水汚泥は三の倉センターで焼却処分しています。

一般家庭からのし尿収集については、昭和 42 年から多治見市衛生公社へ委託をしており、現在では、し尿収集業者は 2 社、浄化槽清掃業者は 3 社に許可をしています。

し尿処理人口は、公共下水道の普及や合併処理浄化槽への切替えにより年々減少しています。

市では、下水道事業認可区域外の河川浄化を促進するため、昭和 63 年度から汲取りトイレや単独処理浄化槽からの切替による合併処理浄化槽の設置に補助金を交付しています。

月見センター



月見センターの概要

所在地	多治見市月見町3丁目73番地の2
敷地面積	7,681㎡
建築面積	905㎡
延床面積	1,750㎡
建設年度	着工:昭和62年10月、 竣工:平成2年3月
総事業費	約15億円
処理対象人口	47,700人
処理能力	61kℓ日(生し尿:40kℓ+浄化槽汚泥:21kℓ)
処理方式	標準脱窒素処理方式(低希釈法)
放流水質	pH: 5.8~8.6、 BOD: 30mg/ℓ以下、 COD: 90mg/ℓ以下、 SS: 70mg/ℓ T-N: 15mg/ℓ以下、 T-P: 28mg/ℓ以下、 色度: 500度以下

し尿処理の状況 (単位:kl)

項目/年度	26	27	28	29	30
し尿処理量	3,113	2,893	2,754	2,634	2,467
浄化槽汚泥	6,633	6,824	6,809	6,945	6,595
合計	9,746	9,717	9,563	9,579	9,062
脱水汚泥量(t)	278	238	217	258	268

し尿処理方式の構成 (総人口は毎年4月1日現在の人口) (単位:人・世帯)

項目/年度	26	27	28	29	30
総人口	113,718	112,891	112,145	111,292	110,598
世帯数	45,104	45,435	45,824	46,227	46,582
汲取人口	3,489	3,328	3,179	2,928	2,744
世帯数	1,743	1,570	1,499	1,404	1,331
公共下水道	97,304	97,258	97,049	96,960	96,916
世帯数	38,250	38,818	39,309	39,920	40,476
浄化槽人口	12,781	12,157	11,776	11,261	10,798
世帯数	5,054	4,990	4,953	4,837	4,711
農業集落排水人口	144	148	141	143	140
世帯数	57	57	63	66	64

合併浄化槽補助の推移

項目/年度	26	27	28	29	30
補助基数(基)	3	2	2	1	1
金額(千円)	1,250	746	746	332	332

校区別し尿処理及び生活雑排水処理の状況

人口別	総人口	下水化人口(人)	下水化人口	農業集落排水(人)	農業集落排水	合併処理浄化槽(人)	合併処理浄化槽	単独浄化槽(人)	単独処理浄化槽	浄化槽計	し尿処理(人)	し尿処理	生活排水処理	生活排水非処理
養正	8,320	7,900	95%	0	0%	135	2%	173	2%	4%	112	1%	97%	3%
昭和	8,021	7,835	98%	0	0%	62	1%	74	1%	2%	50	1%	98%	2%
精華	11,076	10,718	97%	0	0%	24	0%	240	2%	2%	94	1%	97%	3%
共栄	8,999	8,392	93%	0	0%	160	2%	308	3%	5%	139	2%	95%	5%
池田	4,244	3,858	91%	140	3%	207	5%	12	0%	5%	27	1%	99%	1%
小泉	12,961	11,543	89%	0	0%	590	5%	572	4%	9%	256	2%	94%	6%
根本	20,631	18,542	90%	0	0%	838	4%	951	5%	9%	300	1%	94%	6%
滝呂	9,245	8,974	97%	0	0%	13	0%	141	2%	2%	117	1%	97%	3%
市之倉	6,395	5,783	90%	0	0%	71	1%	329	5%	6%	212	3%	92%	8%
南姫	4,740	922	19%	0	0%	1,775	37%	1,526	32%	70%	517	11%	57%	43%
脇之島	6,231	6,208	100%	0	0%	23	0%	0	0%	0%	0	0%	100%	0%
笠原	9,735	6,241	64%	0	0%	510	5%	2,064	21%	26%	920	9%	69%	31%
計	110,598	96,916	87%	140	0%	4,408	4%	6,390	6%	10%	2,744	2%	92%	8%

※生活排水処理…下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽

※生活排水非処理…単独処理浄化槽、し尿

※北栄地区は根本地区に含まれる

1 2 廃棄物処理施設における環境測定状況

三の倉センター、大畑センター、笠原クリーンセンター（平成28年4月から受入休止）においては、周辺環境保全のため排ガス検査や水質検査を定期的に行い監視に努めています。

(1) 三の倉センター

ダイオキシン調査

焼却施設

検査日	炉別	排ガス (ng-TEQ/m ³ N)	飛灰 (ng-TEQ/g)	飛灰処理物 (ng-TEQ/g-dry)	スラグ (ng-TEQ/g-dry)	主灰 (ng-TEQ/g)
H26.10.24	1号	0.002200	-	0.29	0	-
	2号	0.004000				
H27.6.12	1号	0.001800	-	0.62	0.000031000	-
	2号	0.003600				
H28.6.29	1号	0.005900	-	0.58	0.000012000	-
	2号	0.002100				
H29.6.30	1号	0.010000	-	0.48	0.000400000	-
	2号	0.011000				
H30.7.5	1号	0.015000	-	0.44	0.00003000	-
	2号	0.003500				

※排ガス基準 80ng-TEQ/g(平成14年11月まで)、5ng-TEQ/g(平成14年12月1月から)

※排ガス(三の倉センター自主基準0.05ng-TEQ/m³N)

周辺土壌

検査日	採取場所	土壌 (pg-TEQ/g)
H26.9.10	三の倉センター周辺	0.19
H27.9.28	三の倉センター周辺	2.40
H28.9.27	三の倉センター周辺	19.00
H29.9.25	三の倉センター周辺	0.01
H30.10.24	三の倉センター周辺	1.30

※土壌基準暫定ガイドライン 1,000pg-TEQ/g

(2) 大畑センター

ダイオキシン調査

検査日	放流水 (pg-TEQ/ℓ)	地下水(堰堤下) (pg-TEQ/ℓ)
H26.9.11	0.0039	0.410
H27.9.28	0.031	0.330
H28.9.26	0.0047	0.035
H29.9.26	0.0037	0.120
H30.9.26	0.0051	0.260

※放流水基準 10pg-TEQ/ℓ、地下水 基準なし

放流水検査結果

検査項目 \ 年度	26	27	28	29	30	排水基準※1
pH	7.4	7.3	7.5	7.3	7.4	5.8-8.6
BOD mg/ℓ	3.0	2.2	2.8	2.1	1.2	60以下
COD mg/ℓ	3.4	3.0	3.7	2.6	3.6	90以下
SS mg/ℓ	5.0	2.0	5.0	4.0	17.0	60以下
n-ヘキサン抽出物質 mg/ℓ	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	5以下
フェノール類含有量 mg/ℓ	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	5以下
銅含有量 mg/ℓ	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	3以下
亜鉛含有量 mg/ℓ	0.06	0.08	0.07	0.05	0.06	2以下
溶解性鉄含有量 mg/ℓ	0.28	0.13	0.17	0.21	0.18	10以下
溶解性マンガン含有量 mg/ℓ	0.16	0.14	0.11	0.17	0.11	10以下
クロム含有量 mg/ℓ	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	2以下
大腸菌群数 mg/ℓ	24	11	29	30	5	3000以下
窒素含有量 mg/ℓ	4.3	3.7	4.4	3.3	3.0	120以下
燐含有量 mg/ℓ	0.056	0.019	0.045	0.042	0.039	16以下
カドミウム及びその化合物 mg/ℓ	0.01未満	0.003未満	0.003未満	0.003未満	0.003未満	0.03以下
シアン化合物 mg/ℓ	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1以下
有機燐化合物 mg/ℓ	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1以下
鉛及びその化合物 mg/ℓ	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.1以下
六価クロム化合物 mg/ℓ	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.5以下
砒素及びその化合物 mg/ℓ	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.1以下
水銀及びアルキル水銀その他水銀化合物 mg/ℓ	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.005以下
アルキル水銀化合物 mg/ℓ	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと※2
PCB mg/ℓ	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.003以下
トリクロロエチレン mg/ℓ	0.03未満	0.03未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.1以下
テトラクロロエチレン mg/ℓ	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.1以下
ジクロロメタン mg/ℓ	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下
四塩化炭素 mg/ℓ	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下
1,2-ジクロロエタン mg/ℓ	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下
1,1-ジクロロエチレン mg/ℓ	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	1以下
シス-1,2-ジクロロエチレン mg/ℓ	0.04未満	0.04未満	0.04未満	0.04未満	0.04未満	0.4以下
1,1,1-トリクロロエタン mg/ℓ	0.3未満	0.3未満	0.3未満	0.3未満	0.3未満	3以下
1,1,2-トリクロロエタン mg/ℓ	0.006未満	0.006未満	0.006未満	0.006未満	0.006未満	0.06以下
1,3-ジクロロプロペン mg/ℓ	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下
チウラム mg/ℓ	0.006未満	0.006未満	0.006未満	0.006未満	0.006未満	0.06以下
シマジン mg/ℓ	0.003未満	0.003未満	0.003未満	0.003未満	0.003未満	0.03以下
チオベンカルブ mg/ℓ	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下
ベンゼン mg/ℓ	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.1以下
セレン及びその化合物 mg/ℓ	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.1以下
ほう素及びその化合物 mg/ℓ	1.0	1.2	1.3	0.9	0.9	50以下
ふっ素及びその化合物 mg/ℓ	0.1未満	0.1未満	0.1	0.3	0.3	15以下
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 mg/ℓ	3	2.9	3.1	2.2	2	※3
1,4-ジオキサン mg/ℓ	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.5以下

※1 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令による排水基準(別表第1)

※2 「検出されないこと」とは、同省令第3条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

※3 1ℓにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたものに亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量200mg以下

地下水検査結果

検査項目\採水箇所	採取日(9/26)				環境基準※1	
	堰堤下 (観測井1)	上流部 (観測井2)	調整池側 (観測井3)	側面部 (観測井4)		
気温	℃	25	26	24	24	
水温	℃	18.7	22.0	19.0	18.6	
カドミウム	mg/l	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下
全シアン	mg/l	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと※2
鉛	mg/l	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.01以下
六価クロム	mg/l	0.04未満	0.04未満	0.04未満	0.04未満	0.05以下
砒素	mg/l	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.01以下
総水銀	mg/l	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005以下
アルキル水銀	mg/l	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと※2
PCB	mg/l	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと※2
ジクロロメタン	mg/l	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下
四塩化炭素	mg/l	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下
1,2-ジクロロエタン	mg/l	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満	0.004以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/l	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.1以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	1以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.006以下
トリクロロエチレン	mg/l	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下
テトラクロロエチレン	mg/l	0.0005未満	0.0023	0.0005未満	0.0005未満	0.01以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/l	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下
チウラム	mg/l	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.006以下
シマジン	mg/l	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下
チオベンカルブ	mg/l	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下
ベンゼン	mg/l	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下
セレン	mg/l	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.01以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		0.012未満	0.83	0.037	0.012未満	10以下
ふっ素	mg/l	0.1	0.1未満	0.2	0.1	0.8以下
ほう素	mg/l	0.02未満	0.17	0.04	0.02未満	1以下
1,4ジオキサン	mg/l	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下
塩化ビニルモノマー	mg/l	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下
1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下
有機りん化合物	mg/l	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	
電気伝導率	mS/m	7.5(25℃)	15(25℃)	44(25℃)	3.0(25℃)	
塩化物イオン	mg/l	1.6	2.5	1.7	2.6	

※1 地下水の水質汚濁に係る環境基準について(別表)

※2 「検出されないこと」とは、環境基本法第16条の規定に基づく水質汚濁に係る環境上の条件のうち、地下水の水質汚濁に係る環境基準についての告示(平成9年3月告示第10号)により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

(3) 笠原クリーンセンター 平成28年4月から受入休止

ダイオキシン調査

最終処分施設

検査日	放流水 (pg-TEQ/ℓ)	地下水 (pg-TEQ/ℓ)
H26.9.11	0.00024	0.0140
H27.9.28	0.000032	0.0130
H28.9.26	0.00012	0.0140
H29.9.26	0.000045	0.0340
H30.9.26	0.000033	0.0480

※放流水基準 10pg-TEQ/ℓ、地下水 基準なし

放流水検査結果

検査項目 \ 年度	26	27	28	29	30	排水基準※1
pH	8.0	7.8	7.9	8.2	7.8	5.8-8.6
BOD mg/ℓ	0.8	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	60以下
COD mg/ℓ	2.0	1.3	1.8	2.1	1.6	90以下
SS mg/ℓ	1未満	1未満	2.0	1未満	1未満	60以下
n-ヘキサン抽出物質 mg/ℓ	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	5以下
フェノール類含有量 mg/ℓ	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	5以下
銅含有量 mg/ℓ	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	3以下
亜鉛含有量 mg/ℓ	0.05	0.04	0.05	0.01未満	0.07	2以下
溶解性鉄含有量 mg/ℓ	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	10以下
溶解性マンガン含有量 mg/ℓ	0.02	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	10以下
クロム含有量 mg/ℓ	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	2以下
大腸菌群数 個/ml	360	0	0	180	2	3000以下
窒素含有量 mg/ℓ	3.5	2.7	3.9	3.0	4.3	120以下
燐含有量 mg/ℓ	0.042	0.046	0.035	0.029	0.033	16以下
カドミウム及びその化合物 mg/ℓ	0.01未満	0.003未満	0.003未満	0.003未満	0.003未満	0.03以下
シアン化合物 mg/ℓ	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1以下
有機燐化合物 mg/ℓ	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1以下
鉛及びその化合物 mg/ℓ	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.1以下
六価クロム化合物 mg/ℓ	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.5以下
砒素及びその化合物 mg/ℓ	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.1以下
水銀及びアルキル水銀その他水銀化合物 mg/ℓ	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.005以下
アルキル水銀化合物 mg/ℓ	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと※2
PCB mg/ℓ	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.003以下
トリクロロエチレン mg/ℓ	0.03未満	0.03未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.1以下
テトラクロロエチレン mg/ℓ	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.1以下
ジクロロメタン mg/ℓ	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下
四塩化炭素 mg/ℓ	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下
1,2-ジクロロエタン mg/ℓ	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下
1,1-ジクロロエチレン mg/ℓ	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	1以下
シス-1,2-ジクロロエチレン mg/ℓ	0.04未満	0.04未満	0.04未満	0.04未満	0.04未満	0.4以下
1,1,1-トリクロロエタン mg/ℓ	0.3未満	0.3未満	0.3未満	0.3未満	0.3未満	3以下
1,1,2-トリクロロエタン mg/ℓ	0.006未満	0.006未満	0.006未満	0.006未満	0.006未満	0.06以下
1,3-ジクロロプロペン mg/ℓ	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下
チウラム mg/ℓ	0.006未満	0.006未満	0.006未満	0.006未満	0.006未満	0.06以下
シマジン mg/ℓ	0.003未満	0.003未満	0.003未満	0.003未満	0.003未満	0.03以下
チオベンカルブ mg/ℓ	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下
ベンゼン mg/ℓ	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.1以下
セレン及びその化合物 mg/ℓ	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.1以下
ほう素及びその化合物 mg/ℓ	0.7	0.8	1.1	0.6	0.7	50以下
ふっ素及びその化合物 mg/ℓ	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.2	0.2	15以下
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 mg/ℓ	3.2	2.6	3.7	2.5	4	※3
1,4-ジオキサン mg/ℓ	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.5以下

※1 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令による排水基準(別表第1)

※2 「検出されないこと」とは、同省令第3条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

※3 1ℓにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたものに亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量200mg以下

地下水検査結果

検査項目/採水箇所	採取日(9/26)		環境基準※1	
	観測井1	観測井2		
気温	℃	26	26	
水温	℃	18.6	17.0	
カドミウム	mg/l	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下
全シアン	mg/l	不検出	不検出	検出されないこと※2
鉛	mg/l	0.005未満	0.005未満	0.01以下
六価クロム	mg/l	0.04未満	0.04未満	0.05以下
砒素	mg/l	0.005未満	0.005未満	0.01以下
総水銀	mg/l	0.0005未満	0.0005未満	0.0005以下
アルキル水銀	mg/l	不検出	不検出	検出されないこと※2
PCB	mg/l	不検出	不検出	検出されないこと※2
ジクロロメタン	mg/l	0.002未満	0.002未満	0.02以下
四塩化炭素	mg/l	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下
1,2-ジクロロエタン	mg/l	0.0004未満	0.0004未満	0.004以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/l	0.002未満	0.002未満	0.1以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	0.0005未満	0.0005未満	1以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	0.0006未満	0.0006未満	0.006以下
トリクロロエチレン	mg/l	0.001未満	0.001未満	0.01以下
テトラクロロエチレン	mg/l	0.0005未満	0.0005未満	0.01以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/l	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下
チウラム	mg/l	0.0006未満	0.0006未満	0.006以下
シマジン	mg/l	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下
チオベンカルブ	mg/l	0.002未満	0.002未満	0.02以下
ベンゼン	mg/l	0.001未満	0.001未満	0.01以下
セレン(mg/l)	mg/l	0.002未満	0.002未満	0.01以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		1.4	0.028	10以下
ふっ素	mg/l	0.1未満	0.1未満	0.8以下
ほう素	mg/l	0.03	0.02未満	1以下
1,4ジオキサン	mg/l	0.005未満	0.005未満	0.05以下
塩化ビニルモノマー		0.0002未満	0.0002未満	0.002以下
1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.004未満	0.004未満	0.04以下
電気伝導率	mS/m	31.0	6.2	
塩化物イオン	mg/l	7.3	2.4	
過マンガン酸カリウム消費量	mg/l	1.1	3.5	

※1 地下水の水質汚濁に係る環境基準について(別表)

※2 「検出されないこと」とは、環境基本法第16条の規定に基づく水質汚濁に係る環境上の条件のうち、地下水の水質汚濁に係る環境基準についての告示(平成9年3月告示第10号)により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

13 ごみ減量化の取組み

平成30年度は、次のようなごみ減量施策について、重点的に取組みました。

(1) 家庭ごみの分別収集の更なる促進

昨年度に引き続き、転入者の方に、分別収集啓発チラシを配布しました。

(2) 家庭の生ごみ堆肥化の促進

生ごみ減量啓発の記事を広報たじみ10月号に掲載し、生ごみ処理機や処理容器の補助制度についてお知らせしました。また、分別収集啓発チラシを随時配布しました。

夏休みには、小学生の親子を対象としたエコクッキングを実施しました。

【参加者：10組（小学生12名）】

(3) 事業者に向けた廃棄物減量の啓発

廃棄物処理承認書交付時に廃棄物減量の啓発チラシを配布しました。

(4) 草木類のリサイクルのための環境整備

地域ボランティア清掃等で排出される草木類について、試験的な試みとして、市内事業者による資源化を図りました。

(5) 環境家計簿付たじみエコカレンダーの作成・配布

家庭から出る二酸化炭素の排出量減量を目的とし、家庭における各エネルギー使用量の記録表や温暖化対策につながる取組みを記載したカレンダーを作成しています。2018年度版からはごみ減量啓発として新たに家庭ごみの排出量の記録表を設けました。

名 称 多治見市の環境・廃棄物
令和元年度版（平成30年度実績）
発 行 多治見市
編 集 環境文化部環境課
多治見市日ノ出町 2-15
TEL 0572（22）1580
E-mail: kankyo@city.tajimi.lg.jp
令和元年 8月